

泰平新聞志  
新鹿兒島  
志 鴻 敦 争

西垣文庫  
文庫 10  
7277



特 文庫10  
7277

鹿兒嶋戰爭



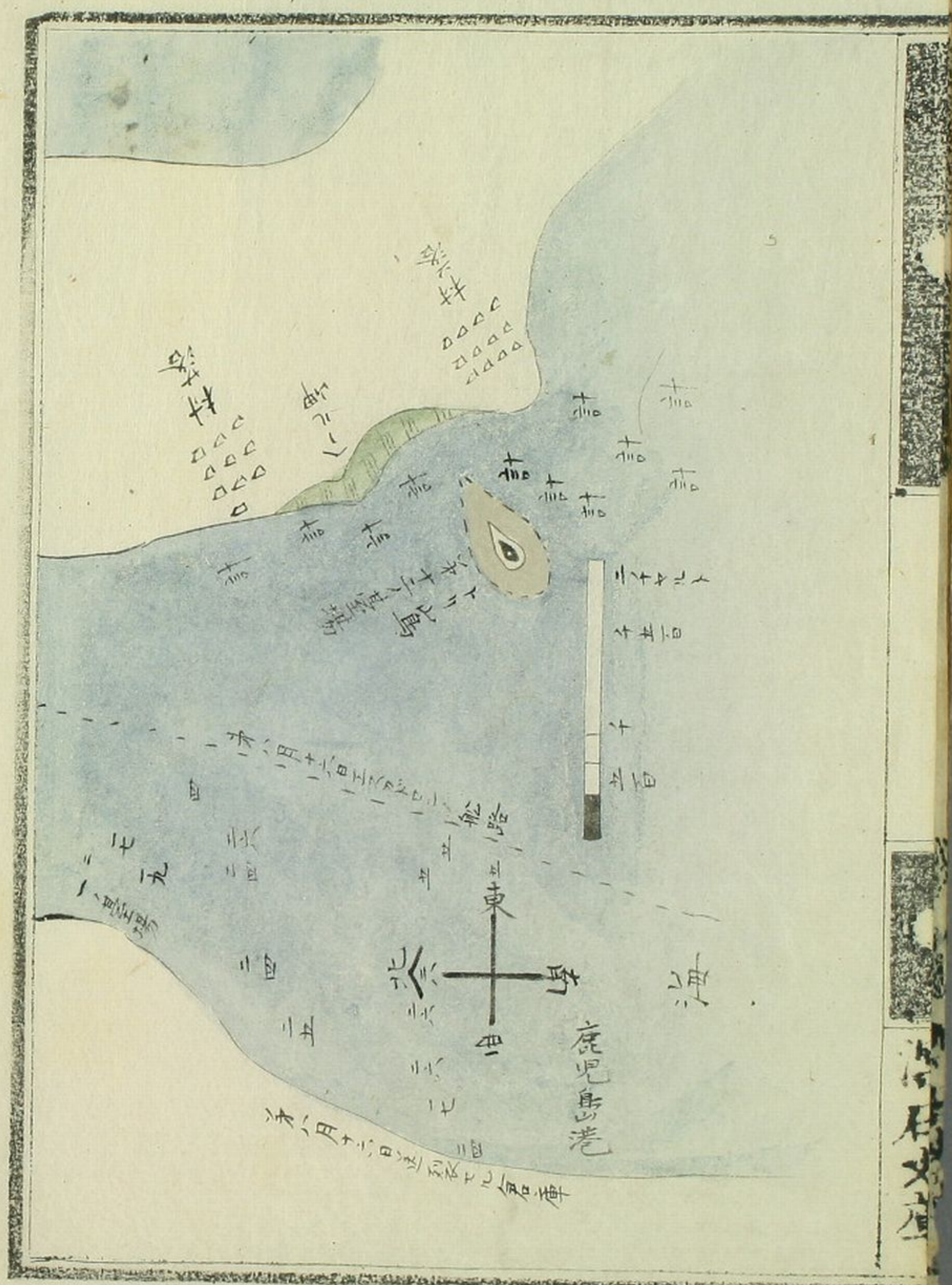
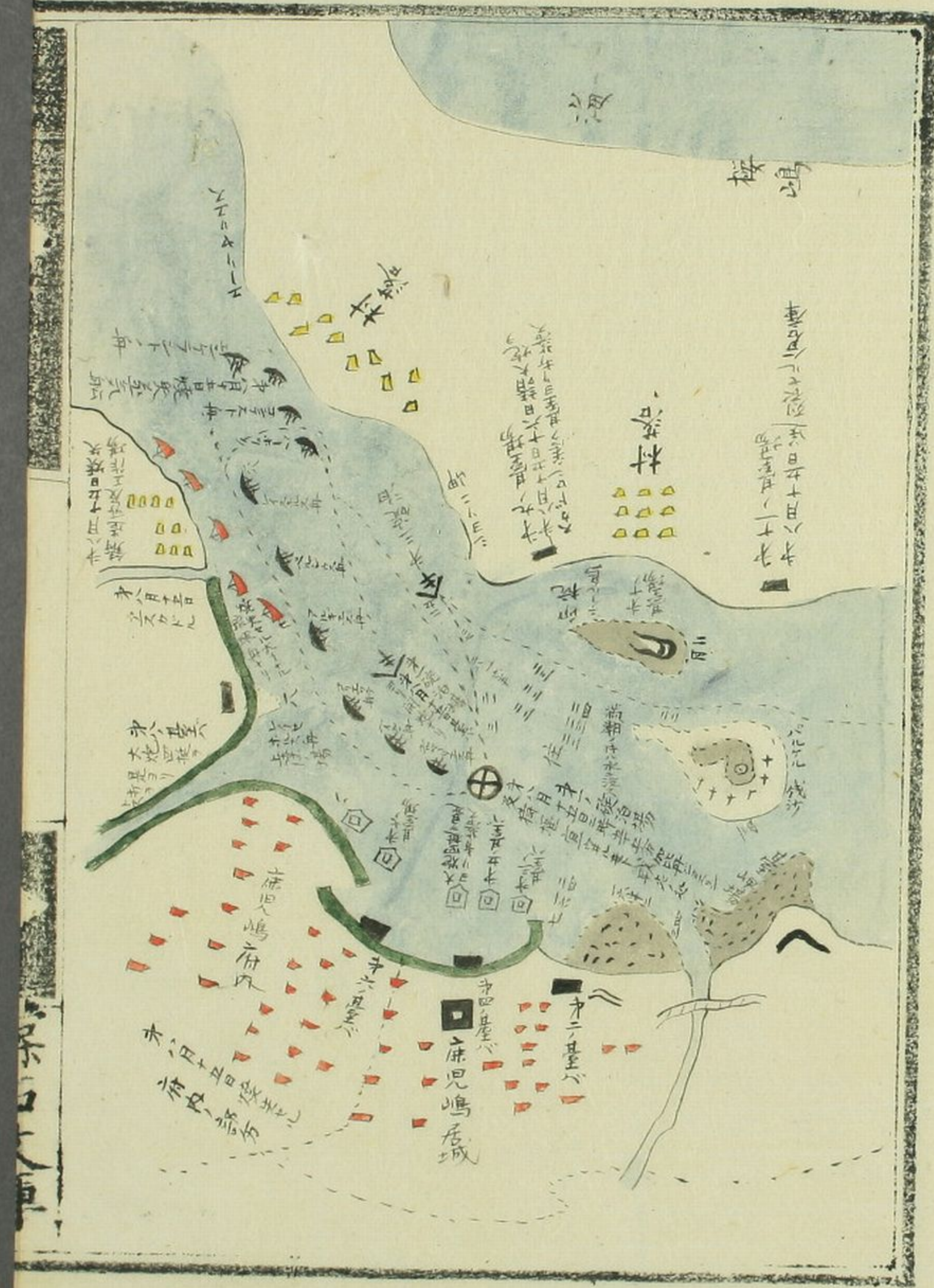
閩志

文久三年夏歲  
七月十有三日

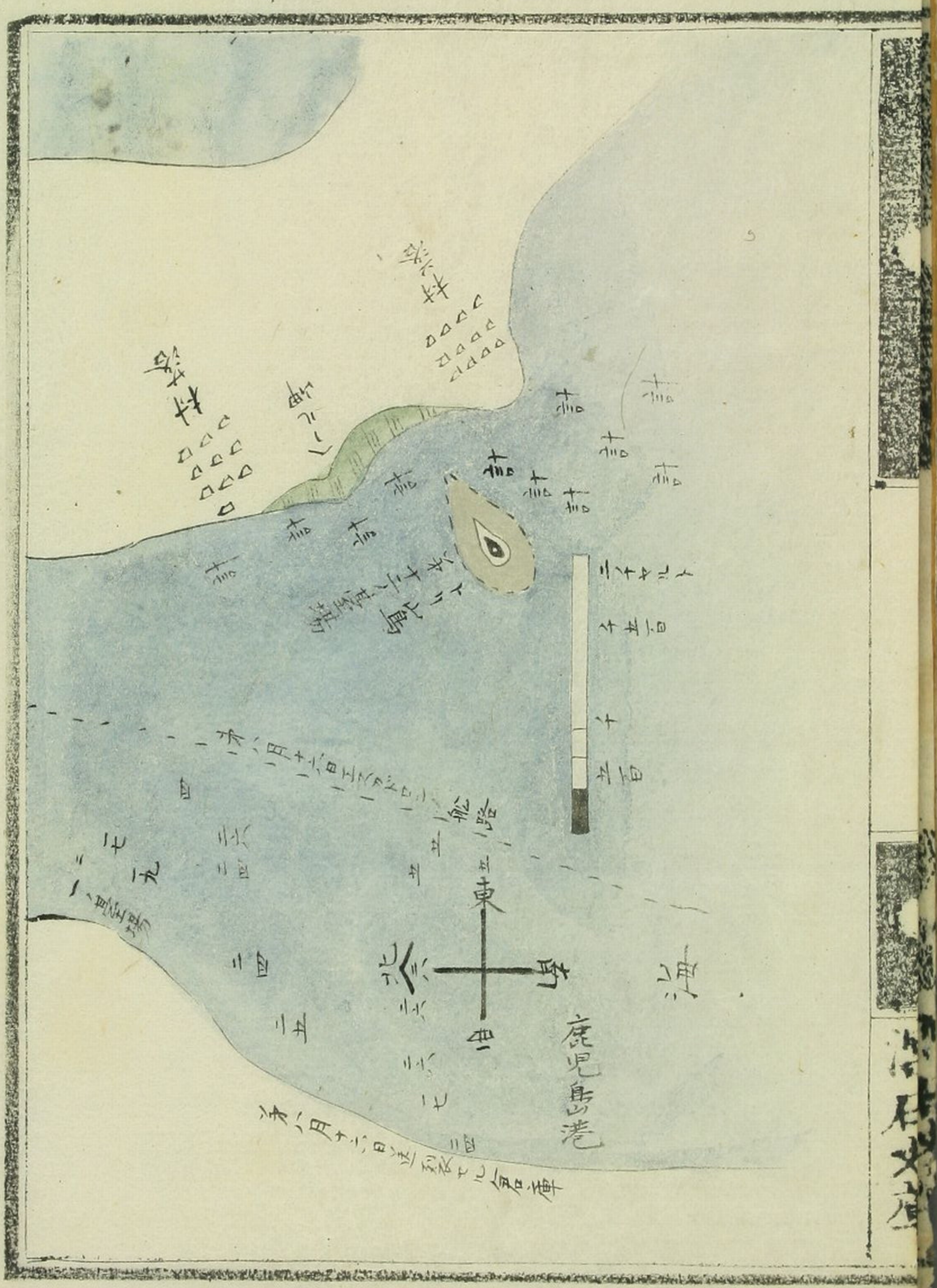
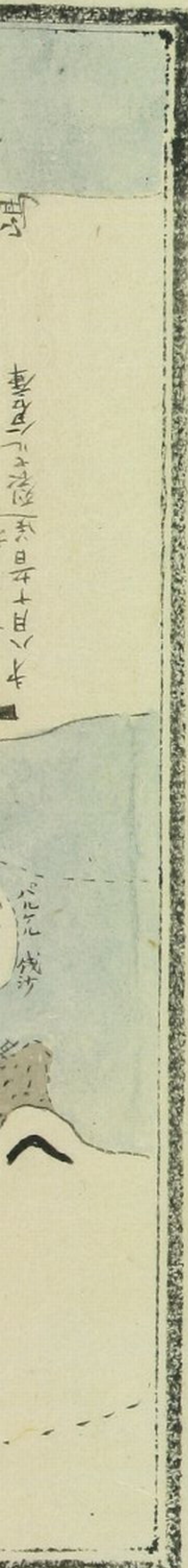
西垣文庫

竹中氏藏

薩列鹿兒嶋港戰爭  
市街其外燒亡之圖

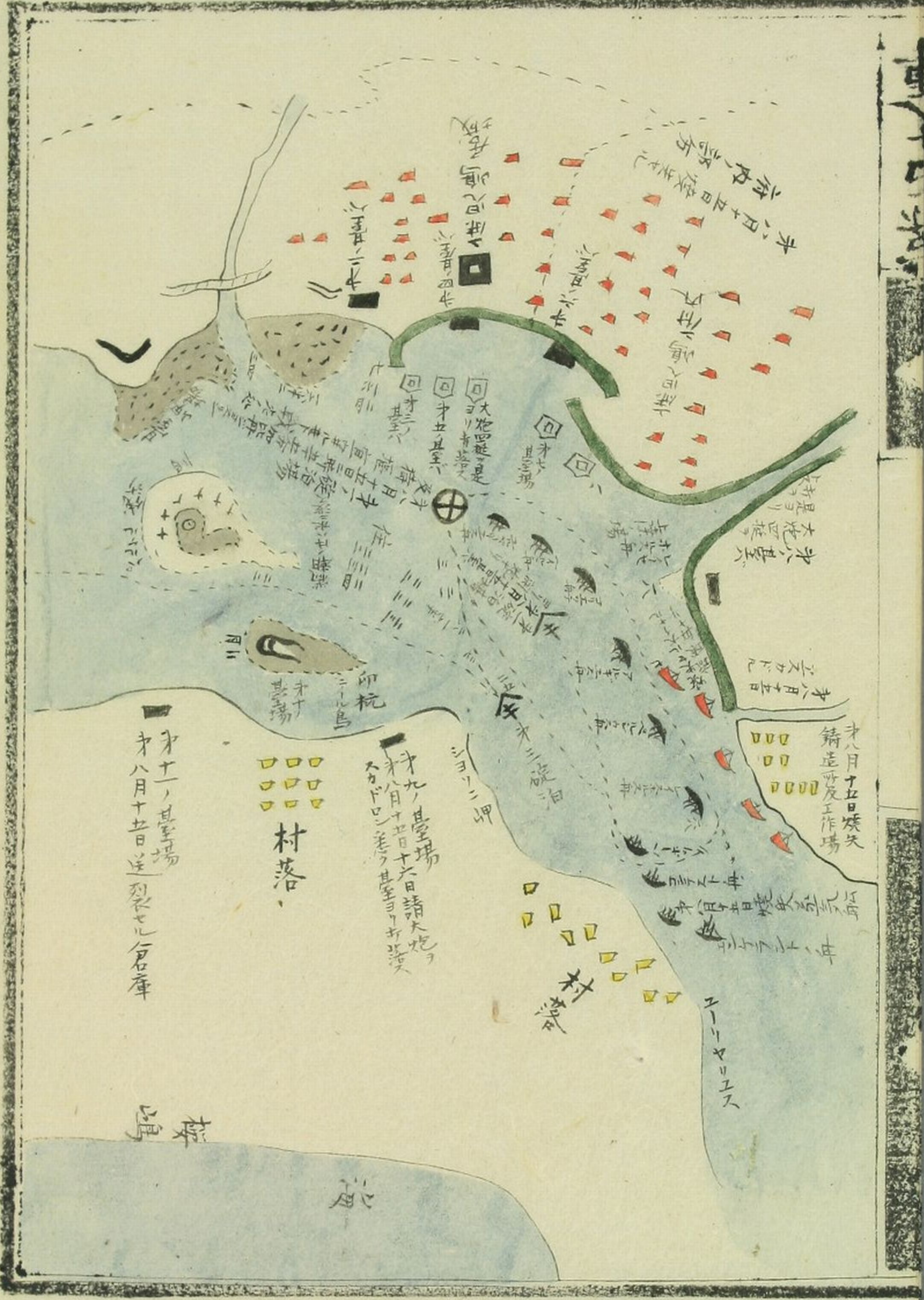


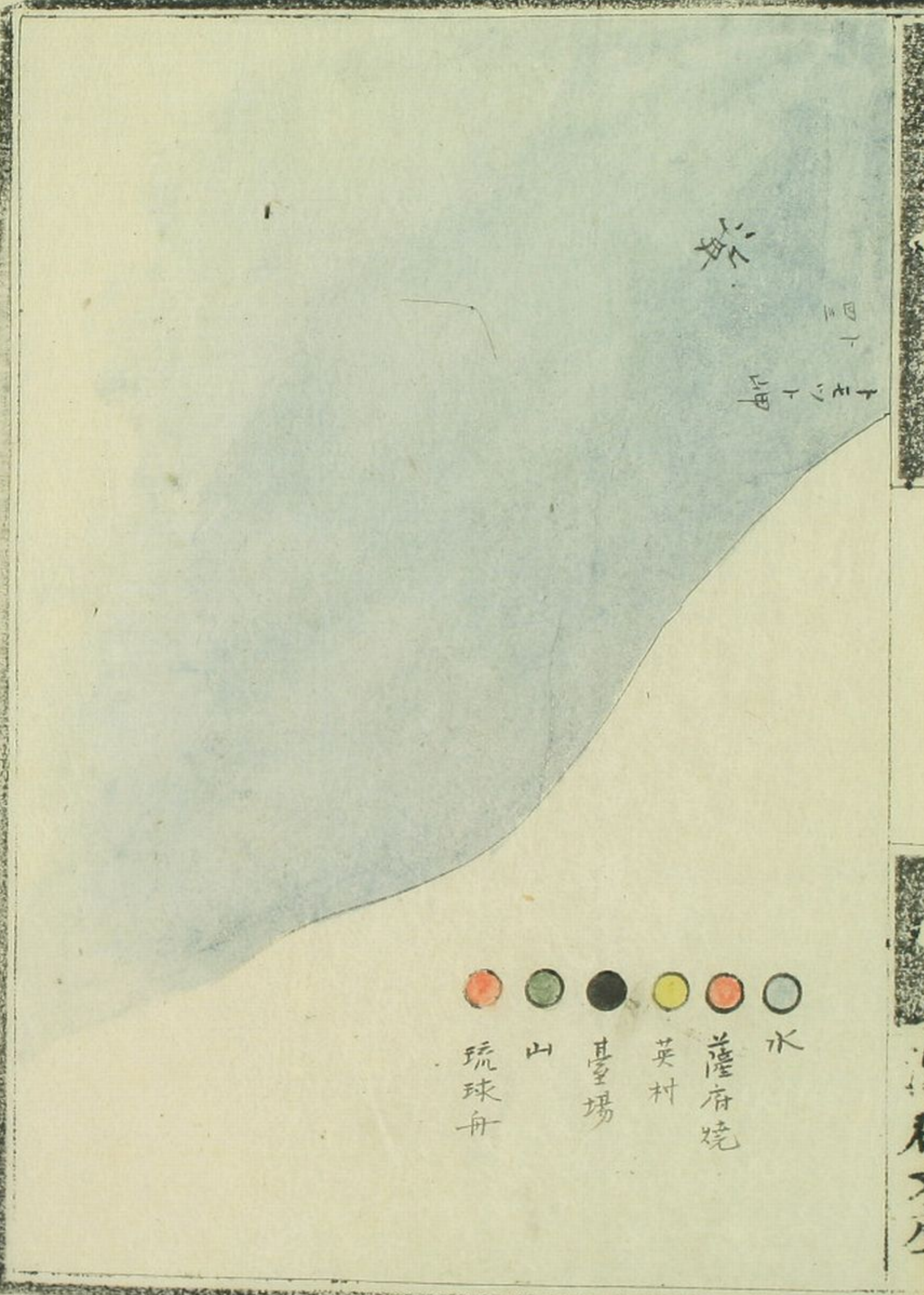
麻里港



海防文庫







以印のまわりを固係する所を同家移し別版新中意  
 一子に方六十の身は存する所我之三年七月十九日  
 薩府焼府におかれて甚西の形跡取年おとすは法事  
 件と改事事のお感する如くして多事命命社を改年  
 便任を清兼する所定成の形事と同移するこをむ一  
 くと定しては別版禁要より新中を家移する事なれ  
 此止を改する事おはるうして多事命命社を改年  
 薩府焼の改年  
 今多事命命社を甚西より薩府焼に改年する始事

以印のまわり印子園系より津を引  
る多し門庭中



- 琉球舟
- 山
- 其場
- 英村
- 薩府焼
- 水

石文

件より但を以て慮る事ありし所を以て終り申す所の君は  
万二千五百人の任武將より一万人に減りて我を力に  
ゆるしとせらるるは我を以て困絶と爲す事ありて  
今更と理と事具するは我はあつてを聞きて死する  
もの事の傍にこれと世帯するに勿論も事なき事これと  
能く申すことしは我年の所終りと記す事一教授して  
此の極よりははれだともくわくを切續すことあり  
ゆゑを以てわくを思ひする事あり○くわくを思ひ  
しは是れ終り極む事ありと申す事あり

は終りなり  
わくことなり

ことし一月の困絶と極む事ありては我を以て向ふ  
の極に事ありしことありし事ありし事ありし事あり  
その事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり  
い極を終りし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり  
と極の事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり  
極を以てしる事ありし事ありし事ありし事ありし事あり○  
其の事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり  
其の事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり  
其の事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり  
其の事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり

終りなり



去年方中於て海軍の階級を改むる事をもとめて  
第一、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第二、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第三、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第四、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第五、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第六、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第七、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第八、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第九、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第十、海軍士官の階級を改むる事をもとめて

軍官の階級を改むる事をもとめて  
第一、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第二、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第三、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第四、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第五、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第六、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第七、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第八、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第九、海軍士官の階級を改むる事をもとめて  
第十、海軍士官の階級を改むる事をもとめて



物子十<sup>三</sup>ころ<sup>二</sup>い<sup>一</sup>りて午後<sup>三</sup>の<sup>二</sup>時<sup>一</sup> 我前以<sup>二</sup>子<sup>一</sup>執<sup>二</sup>の<sup>一</sup>次第  
 と稱<sup>一</sup> 流<sup>二</sup>に<sup>一</sup>入<sup>二</sup>と<sup>一</sup>率<sup>二</sup>じ<sup>一</sup>く控<sup>二</sup>の<sup>一</sup>船<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>是<sup>二</sup>書<sup>一</sup>  
 致<sup>二</sup>の<sup>一</sup>と<sup>二</sup>あ<sup>一</sup>く控<sup>二</sup>の<sup>一</sup>船<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>是<sup>二</sup>書<sup>一</sup>  
 と率<sup>二</sup>じ<sup>一</sup>く物<sup>二</sup>を<sup>一</sup>右<sup>二</sup>に<sup>一</sup>渡<sup>二</sup>の<sup>一</sup>船<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>  
 控<sup>二</sup>の<sup>一</sup>船<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>是<sup>二</sup>書<sup>一</sup>  
 け<sup>二</sup>使<sup>一</sup>す<sup>二</sup>事<sup>一</sup>とし<sup>二</sup>て<sup>一</sup>の<sup>二</sup>控<sup>一</sup>の<sup>二</sup>船<sup>一</sup>を<sup>二</sup>た<sup>一</sup>  
 と書<sup>二</sup>し<sup>一</sup>一日<sup>二</sup>は<sup>一</sup>控<sup>二</sup>の<sup>一</sup>船<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>  
 物<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>は<sup>二</sup>い<sup>一</sup>つ<sup>二</sup>に<sup>一</sup>押<sup>二</sup>む<sup>一</sup>の<sup>二</sup>船<sup>一</sup>を<sup>二</sup>た<sup>一</sup>  
 是<sup>二</sup>書<sup>一</sup>と<sup>二</sup>あ<sup>一</sup>く物<sup>二</sup>を<sup>一</sup>右<sup>二</sup>に<sup>一</sup>渡<sup>二</sup>の<sup>一</sup>船<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>

夜<sup>二</sup>中<sup>一</sup>の<sup>二</sup>時<sup>一</sup> 我前の<sup>二</sup>時<sup>一</sup> 我前の<sup>二</sup>時<sup>一</sup> 我前の<sup>二</sup>時<sup>一</sup>  
 して<sup>二</sup>流<sup>一</sup>に<sup>二</sup>入<sup>一</sup>と<sup>二</sup>率<sup>一</sup>じ<sup>二</sup>く控<sup>一</sup>の<sup>二</sup>船<sup>一</sup>を<sup>二</sup>た<sup>一</sup>  
 と書<sup>二</sup>し<sup>一</sup>一日<sup>二</sup>は<sup>一</sup>控<sup>二</sup>の<sup>一</sup>船<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>  
 物<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>は<sup>二</sup>い<sup>一</sup>つ<sup>二</sup>に<sup>一</sup>押<sup>二</sup>む<sup>一</sup>の<sup>二</sup>船<sup>一</sup>を<sup>二</sup>た<sup>一</sup>  
 是<sup>二</sup>書<sup>一</sup>と<sup>二</sup>あ<sup>一</sup>く物<sup>二</sup>を<sup>一</sup>右<sup>二</sup>に<sup>一</sup>渡<sup>二</sup>の<sup>一</sup>船<sup>二</sup>を<sup>一</sup>た<sup>二</sup>る<sup>一</sup>





至り船中して御極まりの通り傳へる物と稱するも  
又二三の事（出）際と打ち合ひ罷傳極まりと破傳極まりと傳  
見極の事傳とわら傳極物及び事制事並新傳遠不  
事と事介城郭と事悪く所極と事りけ極傳と事法  
物件事の事數と事事と事又或年中事傳と事  
死傷と事事の事數と事事と事事○落六の事極極の  
船と事りて事事事事と事事の事事全極の極極の極  
傳と事全極の事ココルルに事と極傳と事の事と事事り  
極と事又の城中事極事、落六の事極と事法事書の事

極しと事事と事事と事事と事事と事事と事事と事事と  
全と事りて事事と事事と事事と事事と事事と事事と事  
「三」に事と事事事事入んと事事の事事と事事極極事  
け事事の事事と事極事事と事極事と事極事と事極事と事  
して事事と事極と事事付極極事事の事極事事極と向け  
極極事と事事極と事事の事極事と事極事と事極事と事  
事と事事と事極と事極と事極と事極と事極と事極と事  
事極事事事極事と事事と事極事事事の事事と事極事  
事と事極事事事の事事と事極事事と事極事事と事極事

わたりて載せし事件、我舎社船中へもきてた  
 たりししゆりしりし切と那しるべき其の七回ルルが  
 おのきし後さるる後あつてこぼさして下たるしきとさ  
 り得たりしりし

○我舎社より出る新伊

一子八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙

我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙  
 八百二十二年八月十日 我より二十年七月十日 是後海に記を牙

後の方船をよまね親女と號せし御家御船を  
 離れ碇泊ししる後薩戸の士沙人留船より事り  
 したるうして法官云とそむ子母て申十二午後第三  
 時家二月三日まで事りしと物来しし日午後三時  
 時士人の執政の席のよの二時の留船より事り  
 博士四千人と率ひしふと博士云く集りしと後て  
 系記ししる午後三時又二時の留船より事り  
 執政の席のよの三時の留船より事り又申し  
 教令より降して再び事りしとて立御れし物来

何所迄のよまねと物来ししとて立御れし  
 ことよりして事来ししとて立御れしとて立御れし  
 備と事りしとて立御れしとて立御れし  
 又右執政の席のよの二時の留船より事りし  
 ことよりして事来ししとて立御れしとて立御れし  
 費と事りしとて立御れしとて立御れし  
 知ししとて事来ししとて立御れしとて立御れし  
 ○年十月 我七月 午後八時五分 以 切 立 薩 摩 上 船  
 りしとて事来ししとて立御れしとて立御れし



まゝと申すに切めて其の控獲を未だかくしと申すに船は  
甚しは言世の薩下より船の跡をたてて見ゆる船  
をたゞらと申すにその船は言世に控獲をたてて船を  
持せ幕府の御旨に依りて和船の控獲を樹る  
事と申すに其の船は言世と薩下との間を往  
午の船十餘艘我に知りて控獲の川に上りて淡江に舵  
船にホウシにあり十二日未だ月には港内をたてて控獲を  
撤す事船をたてて船をたてて船をたてて船をたてて  
りたりと申すに船をたてて控獲をたてて船をたてて

我船の控獲船を搦んとし其港内に入りたるに船は  
皆千石なるもの船のたてて船をたてて船をたてて  
三ト其船のたてて船をたてて船をたてて船をたてて  
その船は言世と薩下との間を往午の船十餘艘我に  
知りて控獲の川に上りて淡江に舵船にホウシにあり  
十二日未だ月には港内をたてて控獲を撤す事船を  
たてて船をたてて船をたてて船をたてて船をたてて  
ハホウシ船の船は言世と薩下との間を往午の船十餘  
艘我に知りて控獲の川に上りて淡江に舵船にホウシ  
にあり十二日未だ月には港内をたてて控獲を撤す事  
船をたてて船をたてて船をたてて船をたてて船をた  
てて船をたてて船をたてて船をたてて船をたてて

海軍文庫



微なり午舟を南東の風より午後三時頃迄  
薩の奥山を南東の風よりお島の北端と  
七時頃薩陽より我船隊を向けて午後九時  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と

中船の場あり東の風より午後三時頃迄  
お島の北端と南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と  
お船隊より南東の風よりお島の北端と

我船の傍を去りて砲烈し我船の徳島を破りやうし  
檣より立ちて若衆と望む子に如く止るも人々を  
とぞとまらうし我船の砲烈して故の古砲は煙を巻  
より打落ししうなふ知る我船の砲烈しし如く  
めつひたらう我船の砲烈しし如く我船の砲烈し  
し如く我船の砲烈しし如く我船の砲烈しし如く  
こゝろ少しもふ九七八百ヤルトしうづー午後二時十五分  
船の「チヨスリン」を投擲せしむルモツトの二人檣より落ちて  
日一の砲丸よりけりて死すは竹槍をさすハルルル氏を

マルトハ我ニニナシ

船の傍に投擲せしむる檣より立ちし如く  
危殆を免れしう投擲せしむる砲烈しし如く  
一向に恐怖のさうし濃き煙を巻くも我船の砲烈しし如く  
とぞとまらう我船の砲烈しし如く我船の砲烈しし如く  
我船の砲烈しし如く我船の砲烈しし如く我船の砲烈しし如く  
感傷もすし「チヨスリン」我船の砲烈しし如く我船の砲烈しし如く  
しう第この古砲は煙を巻く我船の砲烈しし如く我船の砲烈しし如く  
七人死し「ロイテナント」コフリン「我船の砲烈しし如く我船の砲烈しし如く  
とぞとまらう我船の砲烈しし如く我船の砲烈しし如く我船の砲烈しし如く

とろく大ひらく船中にて破列ありと云ふ天香の  
傷害を云ふまのり一ふき月の実強の樽より擲し  
拂ひ船の船長の意を尋ねたりつひに船長より  
留まれば防板の船長より一ふき一我船より十  
一二千乃至十斤の大蛇と云ふ船より午後三時  
十分抗我ハロイスホルス船身ハの船長より一ふき船長  
船長より蛇を打ち殺しつる防アルキニス船ハロイス  
船長にてロイスホルス船を打ちつる午後三時十分船  
長と止免つる防板より一ふき一我ハロイス船より

その船の船長より一ふき二時三十分あり防板二十分  
アルキニス船より一ふき船長より一ふきロイスホルス船  
コクエツテ船の一人一市街の船長より一ふき七時抗我ハ  
りゆつて「ハボック船を確保するを控さハ防板抗我ハ  
ゆつて防板の防板を打ちつる防板より一ふきゆつて  
我船長二つとりつる防板より一ふきゆつて防板より  
く船長より一ふきゆつて防板より一ふきゆつて防板より  
湖清の防板より一ふき船長の防板より一ふき〇十二  
我七月 午後四時 防板より一ふき 湖清の防板より一ふき

船のりより後でうゑをきで焼て陸地子以とらねる身  
七身八の船の傷の法物件を破壞するし土師土師は  
船のりヨスリン「揚舟名」のルモットセルトリニ「スミット」ハカルキ  
可下セイ「ヨヨニ」ルラン「キヨニ」キニス「ヨ」フ「ニ」シ「の」死「死」を  
ぬききりけ人「の」皆此の所之時の戦多きて戦死  
し「の」死「死」を「市街」を「焼」て「不」午「時」子「む」り「可」で  
其焼と午後三時五分此我船をあげ船隊を連  
て此と再び戦多の用とこと「一」層「之」の「あ」る  
其市街「破」壊「家」厚「在」て「船」の「あ」る「の」船「傷」の「向

つゝ船のり之時奉々此我弟士の船傷のいゝ船  
し「の」船「傷」の「大」量「隊」破「壊」し「て」其「船」を「焼」つ「て」船「傷」の「船」  
場「に」お「り」け「船」の「船」傷「を」「一」つ「つ」船「傷」の「船」  
船隊「向」つ「て」船「傷」の「船」傷「を」此我七止「免」る「市」街  
の「船」子「史」焼「て」其「船」傷「の」船「傷」を「焼」け「て」余「を」  
船「に」お「り」て「船」傷「の」船「傷」を「焼」け「て」余「を」  
を「焼」け「て」其「船」傷「の」船「傷」を「焼」け「て」余「を」  
船「の」船「傷」を「焼」け「て」余「を」  
ル「リ」ニ「シ」氏「を」「焼」け「て」余「を」  
〇「十」七「日」

午後二時頃我が船隊を先導せしめ港に下りて船を  
はたし市街に船を控しとあり十日ほどをたつて是を  
つらふに船隊の数は七人なり

死傷の事

ユリヤーリユス船死名九人(うち年少) 戦傷死名八人  
ハルハ船死名七人  
フクエツテ船死名二人(うち年少) 内「ロイヤル」ト名  
レスホルス船死名一人  
ペルシウス船死名一人(うち年少)

スルギユス船死名九人  
ハルハ船死名七人

総計死名十二人(うち年少一人) 戦傷死名八人

○八月十五日の戦争の所用に用いたる船隊の死傷を数

第一の船隊

三千二百又二千四百の士死 \* 八挺

四死 \* 二挺

第二の船隊

十少年の士死 \* 三挺

八巻  
九巻

旧砲を多敷洋へ移したる

十

右第一第二の中より七枚砲 七枚

第三の砲

旧砲

三枚

第四の砲

古砲を多敷洋へ移したる

第五の砲

八丁イニ六九枚八十丁の古砲

\*  
二枚

三十二丁及び二十四丁の古砲

\*  
九丁

野戦砲

\*  
三枚

第六の砲

十八丁の古砲

三丁

第七の砲

十丁二十四丁の古砲

\*  
二丁

三十二丁の古砲

\*  
五丁

十八丁の古砲

\*  
三丁

旧砲

\*  
三丁

第九の砲

三丁

海軍



野沢地本所裁きう大蛇 口後

第十の巻部

同との大蛇 三挺\*

第十一の巻部

八百二十の大蛇 少\*

三十二斤の大蛇 少\*

第十二の巻部

西方に向けて通る大蛇 三丁\*

東方に向けて通る大蛇 乃五

三十三斤の大蛇 十少丁

我号をきくて越る大蛇の尾計

大蛇 六丁五丁

白蛇 七丁

野沢地 十丁

右尾 六丁九丁

我号生捕らりし大蛇の尾計

白蛇 七丁

大蛇 十丁



徳方より出たきりゑる事ありて船約四ヨスリに七名  
一古事ともいひ申す事船の港内より始りしを  
りて十三日 本曜の我 是れ古船の兵卒四千人を  
率ひ申して財をさへん立ゆれり是よりして古事  
をくこて年程をさるる事明らなりしをさねを  
家船隊忽ちそと此の傍と建れをいし徳軍の向  
い敵軍の用をさるる事一全曜の我 我の月 控塔にハボツ  
物より後より申す事船と船と物よりさるる事  
港内、是よりいふ七曜の我 我の月 の港に在る事

船と古事いふ事午後南東の徳軍陽我船に向  
て移登ししハベルシウハ船及ハベルハ船を忽ち此を  
開ひしハ船を忽ちいし徳軍の船を凡例して  
活きの申す事年を控とあらん測をいし財を替へ  
くは古船を完ひしハ船を忽ちいし新の運送しし  
徳軍の軍艦を我軍より先きをさるる事不便なり  
アルキユス船コラエツテ船及ハロイホルス船ハ敵軍の  
用をいし全船をさるる事忽ち在る事船をいし後と我軍にて  
これを控ししハ午後二所 我の月 我軍を控しし



つれづれアルギニス船をコクエツテ船はレイスホルス  
船とゆふんが船をまきあふり市街及び船場  
向つて移居せし「レイスホルス」船を凡そあつた  
凡我々子を知ると「コクエツテ」船「ホック」船「晩  
三時」に「市街」を向つて之を破れ九と殺  
船と我船はのどきの船を「コクエツテ」船「ホック」船  
大英船「法物」として焚燒せし「ホック」船も  
又日本の大船「西島」と焚燒せし「ホック」船も焚燒せし  
夜も又「船」を「コクエツテ」船「ホック」船「晩  
三時」に「市街」を向つて之を破れ九と殺

大船「法物」として焚燒せし「ホック」船も  
又日本の大船「西島」と焚燒せし「ホック」船も焚燒せし  
夜も又「船」を「コクエツテ」船「ホック」船「晩  
三時」に「市街」を向つて之を破れ九と殺  
船と我船はのどきの船を「コクエツテ」船「ホック」船  
大英船「法物」として焚燒せし「ホック」船も  
又日本の大船「西島」と焚燒せし「ホック」船も焚燒せし  
夜も又「船」を「コクエツテ」船「ホック」船「晩  
三時」に「市街」を向つて之を破れ九と殺

船とて、海に不慮に、一層、傷を帯び、向つて、  
 破れ、丸と打砕し、船夫も、傷を、うり、丸と打砕し、  
 こゝ二十、徳、う、こ、手、ん、と、その、丸、我、船、を、傷、害、ま、さ、  
 る、と、市、街、の、火、を、海、へ、回、り、子、煙、屋、か、り、洋、塞、も、  
 又、その、事、を、あ、ら、う、と、後、も、お、船、船、を、打、砕、し、丸、彈、  
 の、勢、ひ、を、ま、ら、う、と、整、へ、ら、う、夜、更、を、我、船、に、麻、呂、船、を、  
 二、層、と、海、へ、こ、し、材、を、あ、ら、ぬ、と、ま、ら、ぬ、と、破、壊、を、  
 一、よ、ら、る、と、十、二、年、第、八、月、十、七、日、麻、呂、船、港、に、あ、る、ま、ま、  
 の、三、ル、ヤ、リ、ス、船、を、あ、ら、ぬ、と、ま、ら、ぬ、と、

〇一十八万六千三年八月十日 我、船、に、麻、呂、船、を、打、砕、し、  
 我、船、に、丸、を、打、砕、し、船、夫、も、傷、を、う、り、の、死、傷、表

ユルヤリリス船

第一	船將	千三十三	三十七歳	致死
第二	指揮官	ウサニミット カルクト	三十四歳	口上
第三	三才官	ヘカルキイ	三十二歳	口上
第四	同上	コレメング	三十三歳	口上
第五	同上	リントセイ	二十二歳	口上
第六	同上	ウルシ	十九歳	口上

第七	りど	スミツト	二十二年	致元
第八	りど	ヤルテリ	二十四年	日と
第九	柔左 彦	千ヨニホキ	十九年	日と
第十	ボイ	ハルチンク	十七年	日と
第十一	ロイテナト	アルセフリン	二十二年	日と
第十二	柔左 彦	千ヨオーエ	二十六年	日と
第十三	りど	ケニツト	二十八年	日と
第十四	りど	千ヨニツト	二十四年	日と
第十五	りど	アスホツト	二十二年	日と

第十六	りど	シキニ子ル	十九年	日と
第十七	りど	コツトセル	二十六年	日と
第十八	セルセト	千ヨルジレット	二十七年	日と
第十九	柔左 彦	サニテホツク	二十二年	日と
第二十	りど	オラム	十九年	日と
第二十一	りど	ニウコリ	日と	日と
第二十二	唐人	ハツトコツク	四年	日と
第二十三	柔左 彦	ホツケツト	十九年	日と
第二十四	柔左 彦	ホウデン	二十四年	日と

柔左 彦

第廿五	り	レリイ	二十	り
第廿六	ち	セール	二十	り
第廿七	セル	エゲニ	二十	り
第廿八	そ	キヨニス	二十	り
第廿九	り	ハルト	二十	り
第卅	り	アキ	二十	り
第卅一	り	ニツ	二十	り
第卅二	ペイル	ニ	二十	り
第卅三	通江	アル	二十	り

第卅三	一	フレ	二十	り
第卅四	ち	ファ	二十	り
第卅五	そ	メル	二十	り
第卅六	り	ロビン	二十	り
第卅七	り	ド	二十	り
第卅八	中	ミ	二十	り
コクエツテ船				
第卅九	ち	ト	二十	り
第卅十	そ	ゲ	二十	り

第卅十



第百十一	第百十二	第百十三	第百十四	第百十五	第百十六	第百十七	第百十八
ルイテナト	右能方	ミチ方	ワシ	ヘルシウス船	ヘット	ヒツト	エツク
テニニ	ハリカス	モムホルト	フエロ	ナシカ	ナシカ	ナシカ	ナシカ
海子	日	日	海子	海子	海子	海子	日

第百九	第百十	第百十一	第百十二	第百十三	第百十四	第百十五	第百十六
アイレン	ピクス	ナリカト	カルネイトリス	ギプリン	カススゲル	アルキウス船	ハルニス
ナシカ	ナシカ	ナシカ	ナシカ	ナシカ	ナシカ	ナシカ	ナシカ
日	日	日	日	日	日	日	日

オ六十七	りど	セムステキト	二十	りど
オ六十八	りど	エルド子ル	二十	りど
オ六十九	りど	キルビトニー	二十	りど
オ七十	りど	クークル	二十	りど
レイスホルス船				
オ六十一	りど	キルセン	二十	りど
オ六十二	りど	キルナン	二十	りど
オ六十三	りど	セムスポル	二十	りど

○よみはるる死傷の巨細書

よみはるるオ一のりどを御書と存る  
 りど二のりどを御書と存る  
 りど三のりどを御書と存る  
 りど四のりどを御書と存る  
 りど五のりどを御書と存る  
 りど六のりどを御書と存る  
 りど七のりどを御書と存る  
 りど八のりどを御書と存る  
 りど九のりどを御書と存る  
 りど十のりどを御書と存る

口身十のものを割る能丸と狗痛の在能を割る  
ゆき方及び肺を破る能を詳く

口身十のものを破る能丸にて在る能を破る能を以て  
替りて面能を破る能又種々の能を以て

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

又身十のものを破る能丸

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

口身十のものを破る能丸の碎れを以て  
と傷く

口身五ノものゝちう腕及膝下着をひ

口身五ノものゝち御子着をひ

口身五ノものゝち破裂着をひ

口身五ノものゝち破裂丸をひ

及い腕と中着

口身五ノものゝち破裂着をひ

口身五ノものゝちちう腕及膝下着をひ

及い腕と中着

口身五ノものゝち破裂着をひ

口身五ノものゝち破裂着をひ  
 口身五ノものゝちちう腕及膝下着をひ  
 口身五ノものゝち破裂丸をひ  
 及い腕と中着  
 口身五ノものゝち破裂着をひ  
 口身五ノものゝちちう腕及膝下着をひ  
 口身五ノものゝち破裂丸をひ  
 及い腕と中着  
 口身五ノものゝち破裂着をひ  
 口身五ノものゝちちう腕及膝下着をひ  
 口身五ノものゝち破裂丸をひ  
 及い腕と中着



口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く  
 口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く  
 口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く  
 口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く  
 口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く  
 口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く  
 口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く  
 口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く  
 口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く  
 口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く

口申す事ありしを石段と碎き石段を傷く

「ターロダ」若くは舎社の開板

麻史略談年之記年

女と社ニ法も方其向方其年をの秘文  
 ありしを察しうしんせしむぬ

古ウラ房藏

